

佐賀県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前の幅員	延長
	区	間		
県道 川上牛津線	佐賀市大和町大字川上字柏町 二六五番一地从から	佐賀市大和町大字川上字柏町 二六五番一地从から	四三・三 一・七	七一六・八
	佐賀市大和町大字川上字柏町 一六九番一地从から	佐賀市大和町大字川上字柏町 一六九番一地从から	八・七 五・六	六一・二
県道 鍋島停車場 東山田線	佐賀市大和町大字東山田字五 本松四〇〇九番一地从から	佐賀市大和町大字東山田字四 本松二〇四四番三二地先まで	五・四 八・五	六七三・八
	佐賀市大和町大字東山田字三 本松十五二八四七番一地从先まで	佐賀市大和町大字東山田字五 本松四〇〇九番一地从先から	一六・〇 三六・一	一二八・二

県道 松尾佐賀停 車場線		
佐賀市大和町大字久留間字横 馬場三角二九二三番一地先か ら 佐賀市大和町大字久留間字今 山二本通二六一〇番一地先ま で	佐賀市大和町大字久留間字今 山二本通二六一〇番一地先ま で ら 馬場三角二九二三番一地先か 佐賀市大和町大字久留間字横	佐賀市大和町大字東山田字五 本松四〇〇九番一地先から 佐賀市大和町大字東山田字二 本松一三六〇七番二地先まで
前	後	前
一 九 ・ 五 六 ・ 九	三 六 ・ 三 七 ・ 一	三 九 ・ 四 一 五 ・ 五
一 九 八 ・ 四	二 〇 三 ・ 二	七 九 ・ 七